

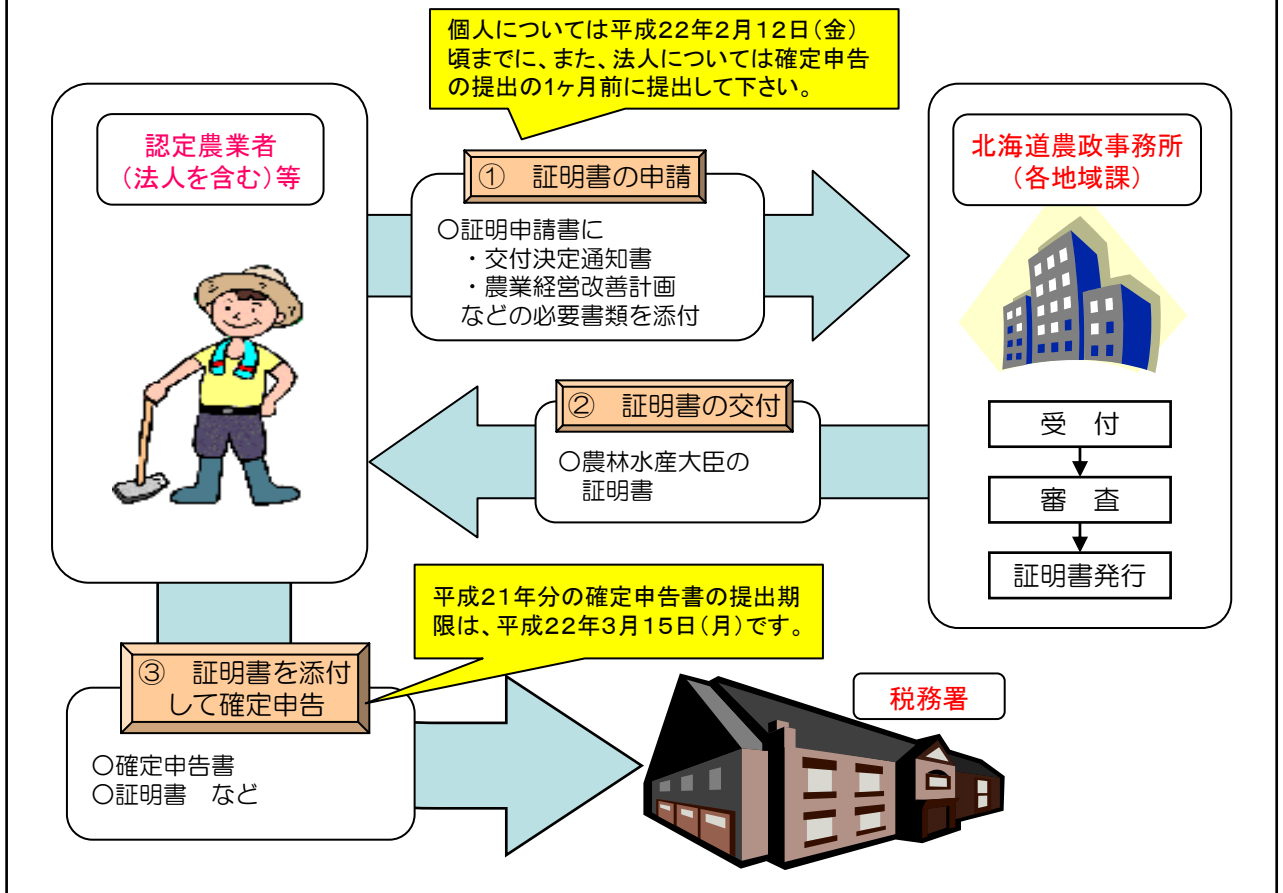
平成21年に経営所得安定対策、米政策改革推進対策及び農地・水・環境保全向上対策などの交付金等を受け取った農業者の皆様方へ！！

特集：農業経営基盤強化準備金制度について

確定申告の時期を目前に控え、農業経営基盤強化準備金制度の利用を検討されている皆様向けに、本準備金制度の概要や証明申請の際の留意事項等を記載しましたので、参考資料としてご活用下さい。

～ 証明書の申請から確定申告までのフロー ～

証明申請等に関する事務の流れは下図のとおりです。制度の概要や証明申請書の記載等については、次ページ以降をご覧ください。



1. 農業経営基盤強化準備金制度とはどのようなものですか？

水田・畑作経営所得安定対策や米政策改革推進対策等の交付金等を受領した場合は「収入金額（所得）」に該当し、所得税（法人の場合は法人税）の課税対象となります。

しかし、**確定（青色）申告**を行う認定農業者（法人を含みます。以下同じです。）等の意欲ある農業者が「農業経営改善計画」などに基づき、

(1) 受領した交付金等を農用地や農業用機械・施設（以下「農用地等」といいます。）の取得資金に充てるために準備金として積み立てた場合、この積立金は、税法上の「必要経費（法人の場合は「損金」。以下同じです。）」に該当し、当該年（法人の場合は事業年度。以下同じです。）の課税所得から控除することができます。

(2) さらに、この準備金を5年以内に取り崩し、又は当該年に受領した交付金等を活用し、農用地等を取得した場合、当該資産を「圧縮記帳」※することができます。

このように、農業経営基盤強化準備金制度とは、認定農業者などの担い手の皆様方における「経営規模の拡大」や「農業生産の効率化」などの経営発展を支援するために設けられた「所得税及び法人税の特例措置」のことです。

※「圧縮記帳」とは、交付金等により取得した農用地等の農業用固定資産の帳簿価格を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、当該年の課税所得を減額することです。

農業経営基盤強化準備金の活用イメージ (4年目に農用地等を取得する場合)

 : 当該年に積み立てた準備金



(1) 準備金として積立

交付金等を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で、

- ① 個人の場合は「必要経費」
 - ② 法人の場合は「損金」
- に算入することができます。

(2) 農用地等の取得

農用地等の農業用固定資産を取得した場合、

- ① 準備金取崩額
 - ② 受領した交付金等の額
- の合計額の範囲内で「圧縮記帳」することができます。

(注) 当該年に受けた交付金等を準備金として積み立てない場合及び積み立てから5年を経過した場合は、当該年の総収入金額（益金）に算入され、課税対象となります。

2. どのような交付金が対象となるのですか？

次の交付金等が対象になりますが、具体的には下表のとおりです。

- ① 水田・畑作経営所得安定対策関係の交付金（固定払、成績払など）
- ② 米政策改革推進対策関係の交付金や補助金（産地確立交付金など）
- ③ 農地・水・環境保全向上対策の交付金

農業経営基盤強化準備金制度の対象となる交付金や補助金

① 水田・畑作経営所得安定対策関係交付金	提出書類名（通知書のコピー）	発行機関・団体
(1) 生産条件不利補正交付金 （過去の生産実績に基づく交付金）	「平成●年度「過去の生産実績に基づく交付金」における交付決定通知書」	農林水産省 北海道農政事務所
(2) 生産条件不利補正交付金 （毎年の生産量・品質に基づく交付金）	「平成●年度「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付決定通知書」	
(3) 収入減少影響緩和交付金	「平成●年度「収入影響緩和交付金」における交付決定通知書及び積立金返納額通知書」	
(4) 担い手経営革新促進交付金	「平成●年度担い手経営革新促進事業に係る助成額の通知について」	北海道担い手育成 総合支援協議会及 び地域水田農業推 進協議会
② 米政策改革推進対策関係交付金等	提出書類名（通知書のコピー）	発行機関・団体
(1) 水田農業構造改革交付金 （水田農業構造改革対策交付金、水田 等有効活用促進対策交付金など）	「平成●年度水田農業構造改革交付金 （産地確立交付金）に係る助成金額の通知 について」など	地域水田農業推進 協議会
(2) 耕畜連携水田活用対策事業費補助金 のうち取組面積助成事業に係るもの	「平成●年度耕畜連携水田活用対策事 業費補助金の支払額の通知について」	地域水田農業推進 協議会
③ 農地・水・環境保全向上対策交付金	提出書類名（通知書のコピー）	発行機関・団体
(1) 営農活動支援交付金 （地方公共団体がこれと一体的に交付 するものを含みます。）	「平成●年分における農地・水・環境保全 向上対策交付金のうち営農活動支援交 付金の配分額の通知について」	活動組織

上記各交付金等の交付決定月日が、当該年の確定申告の対象期間内であるか確認して下さい。

【個人の場合】

本年1月1日～12月31日までに交付決定されたものが対象となりますが、現金主義により記帳している場合は、実際に12月31日までに支払われた交付金等が対象となりますので、注意が必要です。

【法人の場合】

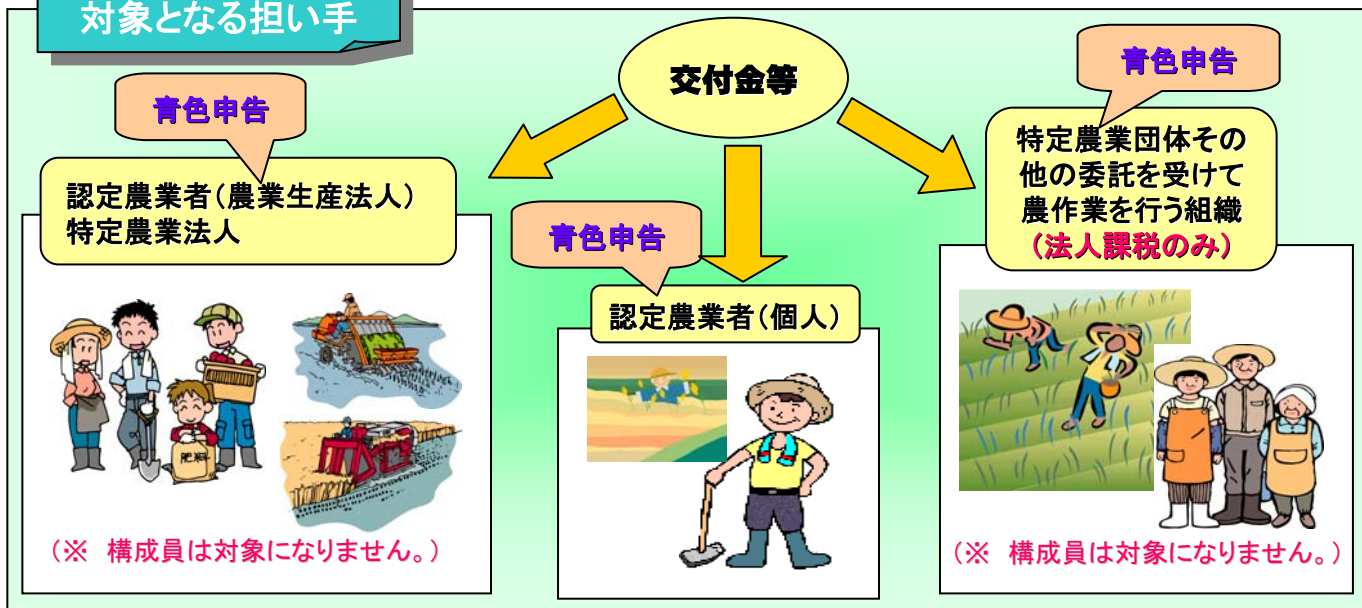
当該事業年度内に交付された交付金等が対象となります。

3. 農業経営基盤強化準備金制度の対象者は？

交付金等が交付されている認定農業者（法人を含む）、特定農業法人、特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織※であって、**確定申告を青色申告**で行っている方が対象となります。

（※ 特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織は、法人課税の場合に限られます。）

対象となる担い手



※1 課税対象とならない任意組織の場合は、本準備金制度の対象とはされていません（この場合は、構成員課税となります。）。

※2 準備金を積み立てている個人や特定農業団体等が法人化する場合、それまでに積み立てた準備金は、新設法人に承継することはできません。

このため、法人化する場合は、あらかじめ当該個人又は特定農業団体等において、当該準備金を活用し農用地等を取得した後、新設法人に売り渡す等の対応が必要となります。

※3 準備金の積立を行っていた個人の方が“寝たきり”になった場合、後継者が所要の要件を満たす場合に限り、当該準備金を承継することができます。詳しくは、最寄の北海道農政事務所各地域課にご相談下さい。

参考 1

農業経営基盤強化準備金制度の経理処理は？

農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理(仕分け)については、次のとおりとなります。

	借 方		貸 方	
	科 目	金 額	科 目	金 額
交付金等を 受領したとき	現金・預金	〇〇	交付金等収入 (収入)	〇〇
準備金を 積み立てたとき	農業経営基盤強化 準備金繰入額 (必要経費)	〇〇	農業経営基盤 強化準備金	〇〇
準備金を 取り崩したとき	農業経営基盤 強化準備金	〇〇	農業経営基盤強化 準備金繰戻額 (収入)	〇〇
固定資産を 取得して圧縮記帳 したとき	固定資産	〇〇	現金・預金	〇〇
	固定資産圧縮損 (必要経費)	〇〇	固定資産	〇〇

4. どのような農用地や農業用機械・施設が対象となるのですか？

農業経営基盤強化準備金制度では、次の各計画において取得が予定されている「農用地等（農業用機械・施設は新品に限る。）」を対象としています。

ただし、当該年に取得予定している農用地等が（1）の計画に記載されていない場合は本制度の対象とならないことから、このような場合は、当該農用地等を取得する前に、該当する（1）の計画を事前に変更しておくなどの対応が必要です。

（1）農業経営基盤強化準備金制度の対象となる計画について

① 認定農業者（個人・農業生産法人）

⇒ **農業経営改善計画**（農業経営基盤強化促進法第12の2第2項に規定する計画）

② 特定農業法人（認定農業者を除く）

⇒ **農業経営改善計画と同様の計画**（農業経営基盤強化促進法施行規則第23条第1項第5号ロに掲げる計画）

③ 特定農業団体

⇒ **農業生産法人化計画**（農業経営基盤強化促進法施行令第5条第2号に規定する計画）

④ 委託を受けて農作業を行う組織

⇒ **農業生産法人化等計画書**（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第2条第1項に規定する計画）

上記の各計画において、「経営規模の拡大」や「農業生産の効率化」などの経営発展を図ることを目的として、当該年において、当該農用地等の取得が位置付けられていることが必要です。

なお、本準備金制度の大臣証明書の申請に当たって必要な別記様式第5号の「1. 農用地等の取得計画」の記載上の留意点については、上記①の農業経営改善計画を例にp11に記載しましたので参考にして下さい。

（2）農業経営基盤強化準備金制度の対象となる農用地等について

① 準備金を積み立てる場合

（1）の各計画において、当該年に取得が予定されている農用地等（機械・施設については、③に該当するもの）が対象となります。

② 農用地等を取得し、圧縮記帳する場合

平成21年1月1日～12月31日までの間（法人の場合は事業年度内）に取得し、かつ、（1）の各計画において、当該年に取得が予定されている農用地等（機械・施設については、③に該当するもの）が対象となります。

③ 「機械・施設」については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定されている次のものが対象となります（耐用年数の記載は省略しました。）。

【別表第一】 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目
構築物	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの

【別表第二】 機械及び装置の耐用年数表

番号	設備の種類	細目
25	農業用設備	

対象資産の具体的な例示については、p5～6に記載しましたので、参考にして下さい。

農業経営基盤強化準備金の対象資産の例示

- 1 農用地とは、農地、農地以外の耕作用地、採草放牧地(基盤法第4条第1項第1号)
- 2 農業用の機械その他の減価償却資産とは、農業用の構築物、機械器具(自走・乗用型を含む)(法定耐用年数表旧別表第7)

種 類	細 目	例 示
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物	果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく(電気牧さくを含む。)	
	その他のもの	頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用乱管、農用井戸、貯水そう、肥料ため、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜ
主として金属造の構築物	斜降索道設備	モノレール
	その他のもの	温室、農用井戸、かん水用又は散水用配管
主として木造の構築物		果樹及びホップだな、斜降索道設備、橋架、牧さく(電気牧さくを含む)
土管を主とした構築物		暗きよ、農用井戸、かんがい用配管
その他の構築物		温室、薬剤散布及びかんがい用ビニール配管
電動機		
内燃機関、ボイラー及びポンプ		空冷ガソリン機関、水冷ディーゼル機関、液冷ディーゼル機関、発電機
トラクター	歩行型トラクター	耕耘機、ティラー
	その他のもの	乗用型トラクター、乗用型耕耘機
耕うん整地用機具		ブラウ、ロータリ、ハロー、すき、代かき機、鎮圧機、均平機、うねたて機、あぜ塗り機
耕土造成改良用機具		抜根機、心土破砕機、みぞ堀機、穴堀機
栽培管理用機具		無人ヘリ、たい肥散布機、ブロードキャスター、マニアスプレッダ、ライムソー、播種機、施肥播種機、田植機、直播機、移植機、育苗機、養液栽培施設、中耕除草機、栽培管理ピークル、スプリンクラー、マルチャ、カルチベーター、動力剪定機、暖房機、温室自動天窓開閉装置、温室自動換気装置、温室用施肥かん水装置、(槽およびポンプを除く)、剪枝機、走行式作業台
防除用機具		無人ヘリ、スピードスプレーヤ、散粉機、噴霧機、ミスト機、煙霧機、土壤消毒機
穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン、刈取機(ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。)、稲わら収集機(自走式のものを除く。))及びわら処理カッター	
	その他のもの	普通型コンバイン、大型汎用コンバイン、ウインドロウアー、脱穀機、もみすり機、穀物乾燥機、色彩選別機

種 類	細 目	例 示
(畑作物)飼料作物収穫調製用機具	モア、ヘーコンディショナー(自走式のものを除く。)、ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレージハーベスター(自走式のものを除く。)、ヘーペーラー(自走式のものを除く。)、ヘープレス、ヘーローダー、ヘッドライヤー(連続式のものを除く。)、ヘーエレベーター、フォレージプロアー、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機	
	その他のもの	自走式フォレージハーベスター、自走式ヘーコンディショナー、自走式モアコンディショナー、自走式ヘーペーラー、連続式自動ドライヤー、飼料成型機
果樹、野菜又は花き収穫調製用機具	野菜洗浄機、清浄機及び掘取機	
	その他のもの	果実洗浄機、しいたけ乾燥機
その他の農作物収穫調製用機具	い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機	
	その他のもの	たばこ乾燥機、こんにやく乾燥機
農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く。)	花蒔織機及び畳表織機	
	その他のもの	選果機、選別機、ワックス処理機、自動製函機、自動封かん機、洗卵選別機、わら打機、なわない機、なわ仕上機、製蒔機、薄荷蒸りゅう機、干びょう製造機、蒸煮機、はく皮精製機、荒茶製造機、仕上茶製造機、いも切り機
家畜飼養管理用機具	自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機	
	その他のもの	飼料粉碎機、飼料配合機
養蚕用機具	条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし	
	その他のもの	蚕自動飼育装置、稚蚕飼育用温湿度自動調節装置、動力条払機、自動受けん機
運搬用機具		牛馬車、荷車、そり、トレーラー、リヤカー、ワゴン、弧輪車、モノレールカー、動力運搬車、農用舟
その他の機具	その他のもの	
		主として金属製のもの その他のもの

※ 建物、建物附属設備、車両及び運搬具などの資産は対象となりません。



5. 農業経営基盤強化準備金制度における大臣証明書の申請手続は？

農業経営基盤強化準備金制度における農林水産大臣の証明書の申請手続等に関する事務については、表紙の「証明書の申請から確定申告までのフロー」のとおりですが、申請に当たって必要となる具体的な書類については、下表に記載したとおりです。

「大臣証明書」の発行は、北海道農政事務所各地域課が担当していますので、お近くの北海道農政事務所各地域課に下記の申請書類を提出して下さい。

※ 証明書の申請様式（別記様式第1号、第3号及び第5号）は、北海道農政事務所各地域課に備え付けているほか、北海道農政事務所ホームページの「農業経営基盤強化準備金について」のコーナーからもダウンロードできます。（<http://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/keieiantei/>）

証明書の申請に当たって必要な書類及び留意事項

申請書及び必要書類の名称	準備金に関する証明	農用地等を取得した場合の証明	参照ページ
1. 証明申請書 （別記様式第1号）または（別記様式第3号）	○ （別記様式第1号）	○ （別記様式第3号）	【積立】 8 【取得】 12
2. 準備金に関する計画書兼実績報告書 （別記様式第5号）	○	○	【積立】 9、10 【取得】 13、14
3. 交付金等の交付決定通知書等のコピー （各交付金や補助金に関する積立年（事業年度）のもの）	○	○	2
4. 本準備金制度の適用を受けるための計画のコピー（農業経営改善計画など）（※2）	○	○	4
5. 貸借対照表等の財務諸表のコピー（※3）	○	○	
6. 取得した農用地等の領収書等のコピー		○	

※1 証明申請書等の提出は、個人については平成22年2月12日（金）頃までに、また、法人については確定申告の提出の1ヶ月前にお願いします。なお、多数の証明申請が一時期に集中した場合や記載内容に修正等があった場合は、証明書の発行まで所要の時間を要することがあります。

あらかじめ時間に十分余裕を持って提出して頂くようお願いいたします。

※2 本準備金制度の適用を受けるための計画書の提出については、2年目以降も引き続いて準備金を積立する場合であって、初年度の証明申請の際に提出された農業経営改善計画などに変更等がない場合は、当該年における申請書類から省略することができます。

※3 貸借対照表等の財務諸表については、前年から繰り越しされた準備金があった場合に、その金額等の確認資料として、次のア～ウのいずれかの書類が必要となりますので、必ず提出して下さい。

ア 個人の場合：農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

法人の場合：農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

イ 青色申告決算書

ウ 貸借対照表

(別記様式第1号)

① 証明書の受け取りを郵送で希望される方は、左上に「郵送希望」と記入して下さい。

郵送希望

農業経営基盤強化準備金に関する証明申請書

② 提出月日を記入して下さい。

平成22年1月15日

③ 次の事柄について記入して下さい。

- 個人の場合
 - ・住所
 - ・屋号
 - ・氏名(押印)
- 法人、連結親法人等の場合
 - ・所在地
 - ・法人名
 - ・代表者名(法人印を押印)

農林水産大臣 殿

住所又は所在地 東京都千代田区霞が関1-2-1
 屋号又は法人名 農林水産省農園
 氏名又は代表者氏名 農林 太郎 (印)

⑤-ア 6-2の別記様式第5号の記載方法の⑦-アの「適用を受けようとする年分等」(p9)と一致させて下さい(記載例は、「21年分」)。

⑤-イ 法人の場合は、適用を受けようとする事業年度を記入して下さい。
 また、連結親法人等は、適用を受けようとする連結事業年度を記入して下さい。

租税特別措置法 第24条の2第1項(個人)
 第61条の2第1項(法人)
 第68条の6第1項(連結親法人等) に規定する農業経営基盤強化準備金の適用を受けるため、下記1の年分等において、下記2の金額が同項第1号に規定する金額に該当する旨証明願いたく申請します。

④ 該当する条項を○(マル)で囲んで下さい。

1. 適用を受けようとする年分等 21

2. 認定計画又は認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額
3,050,000 円

⑥ 6-2の別記様式第5号の「2. 農業経営基盤強化準備金の積立計画及び積立実績」の欄の当該年に「準備金として積み立てる金額(積み立てた金額)【11】」(p9)と一致させて下さい(金額は円単位で記入)。

(例) 平成21年分について適用を受けようとする場合は、別記様式第5号の【8】(積立年)欄の21年の【11】(積み立てる金額)を転記して下さい。

※証明書番号
 ※証明年月日

その他、備考についてもよくお読みの上、作成して下さい。

6-2. 準備金を積み立てるとき・・・別記様式第5号の記載方法

(別記様式第5号)

- ⑦-ア 適用を受けようとする年分等は、
- ・ 個人の方は「年分」
 - ・ 法人は「事業年度」
 - ・ 連結親法人等は「連結事業年度」
- を記入してください。

また、法人及び連結親法人等については、適用を受けようとする年分等の下に、適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度の期間を記入して下さい。

- ⑦-イ 以下の事柄について記入して下さい。
(電話番号は、可能な限り、日中に連絡を取ることができる番号を記入して下さい。)

個人の場合

- ・住所 ・電話番号
- ・屋号
- ・氏名(押印)

法人、連結親法人等の場合

- ・所在地 ・電話番号
- ・法人名
- ・代表者名(法人印を押印)

- ⑨-ア 次の計算が合っているか提出前に確認して下さい。

- ・【9】+【11】-【12】=【15】
- ・【15】=次年度の【9】
- ・【10】≥【11】+【14】
- ・【9】≥【12】≥【13】

- ⑨-イ また、農用地等の取得計画(【1】~【7】)と本準備金の積立計画(【8】~【15】)の内容が整合しているか確認して下さい(取得計画≥積立計画)。

(例)平成22年に農用地(1,800万円)の取得を予定している場合
農用地の取得予定額(【4】→18,000千円)及び予定年(【5】→22年)と
準備金の積立計画における平成22年の準備金の積立額(【9】→9,120千円)、取崩額(【12】→9,120千円)及び取得に充てる額(【13】→9,120千円、【14】→3,200千円)との整合について確認して下さい。

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

提出年月日：平成22年1月15日
適用を受けようとする年分等：21
(平成 21年 1月 1日～平成 21年12月31日)

住所又は所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1
電話番号：(03)3502-8111
屋号又は法人名 農林水産省農園
氏名又は代表者氏名 農林 太郎 (印)

1. 農用地等の取得計画

取得する農用地等の種類	1	農用地	脱穀機	自脱型コンバイン				
属性(面積・型式・性能等)	2	1.2ha	5PS	4条刈 33PS				
数量	3	1	1	1				
所要額(円)	4	18,000,000	899,000	4,909,000				
取得予定年	5	平 22	平 23	平 24	平	平	平	平
変更の理由	6							
合計所要額(円)	7						23,808,000	

【5】が農業経営改善計画等の有効期間内であること。

【4】の合計額と一致します。

この金額の範囲で積立ができます。

2. 農業経営基盤強化準備金の積立計画及び積立実績

積立年	期首準備金残高見込み(残高実績)	交付金等受領額	準備金として積み立てる金額(積み立てた金額)	準備金取崩額	農用地等の取得に充てる金額(充てた金額)		期末準備金残高見込み(残高実績)
					準備金取崩額のうち農用地等の取得に充てる金額(充てた金額)	準備金として積み立てられない金額(積み立てられなかった金額)	
8	9	10	11	12	13	14	15
平 19	0	2,970,000	2,970,000	0	0	0	2,970,000
平 20	2,970,000	3,100,000	3,100,000	0	0	0	6,070,000
平 21	6,070,000	3,050,000	3,050,000	0	0	0	9,120,000
平 22	9,120,000	3,200,000	0	9,120,000	9,120,000	3,200,000	0
平 23	0	2,760,000	1,870,000	0	0	890,000	1,870,000
平 24	1,870,000	3,030,000	0	1,870,000	1,870,000	3,030,000	0

3. 農用地等の取得実績

取得した農用地等の種類	16						
属性(面積・型式・性能等)	17						
数量	18						
取得額(円)	19						
うち準備金取崩額(円)	20						
うち準備金として積み立てられなかった金額(円)	21						
取得年	22	平	平	平	平	平	平

その他、備考についてもよくお読みの上、作成して下さい。

- ⑧-ア 農業経営改善計画などの有効期間内(計画策定後5年以内)に取得を予定している農用地等(農業用固定資産)の面積、性能等について記入して下さい。

・ 農業経営改善計画などに記載された農用地等と異なるものについては、本準備金制度の対象とならないことから、準備金を積み立てる前に農業経営改善計画などを変更して頂くなどの対応が必要となります。

・ 2回目以降の証明申請であって、取得計画の内容を変更する場合は、【1】~【5】の該当する部分を修正し、【6】に変更理由を記入して下さい。

⑧-イ 農用地の場合

【2】は、農業経営改善計画などの農業経営の規模拡大の目標に記載されている「所有地」と「借入地」を合計した範囲内の面積を記入して下さい。

⑧-ウ 農業用機械・施設の場合

【2】は、農業経営改善計画などの生産方式の合理化に関する目標に記載されている「機械・施設」の型式、性能等と概ね一致(性能面では±2割以内)していることが必要です。

【3】は、農業経営改善計画などの生産方式の合理化に関する目標に記載されている「機械・施設」の台数の範囲内となることが必要です。

本準備金制度の適用を受けるためには、当該農用地等が、農業経営改善計画などにおいて、あらかじめ取得するものであると記載されていることが必要です。

このページでは、別記様式第5号の「1. 農用地等の取得計画」を記入するに当たり、農業経営改善計画の該当部分を例に、同項目の記入上の留意点等について記載しましたので参考にして下さい。

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

殿

申請者住所

氏名<名称・代表者>

Ⓔ

年 月 日生 (歳)

<法人設立年月日 年 月 日 設立>

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画

①目標とする営農類型					
②経営改善の方向の概要					
③農業経営規模の拡大に関する目標	作目・部門名	現 状		目 標 (年)	
		作付面積(a) 飼養頭数	生 産 量	作付面積(a) 飼養頭数	生 産 量
	経営面積合計				

対象となる農用地

この欄に記載してある農用地の面積の範囲内で、準備金の積立及び取得後の圧縮記帳を行うことができます。
別記様式第5号の「1. 農用地等の取得計画」については、「目標」の欄の範囲内の面積を記載して下さい。

③農業経営規模の拡大に関する目標	区分	地 目	所在地 (市町村名)	現状 (a)	目標 (年) (a)
	所有地				
	借入地				

対象となる農業用機械・施設

この欄に記載されている機械・施設の台数等の範囲内で、準備金の積立及び取得後の圧縮記帳を行うことができます。
別記様式第5号の「1. 農用地等の取得計画」については、次の①～③の全てに該当する「機械・施設」の名称及び台数等を記載して下さい。

④生産方式の合理化に関する目標	作 業 受 託	作 目	作 業	現状 (a)	目標 (年) (a)
		単 純 計 換 算 後			
	この欄の 附帯事業 ・ 関連業	事 業 名	内 容	現 状	目 標 (年)

- ① 「機械・施設名」の欄に記載されていること
- ② 「目標」の欄に記載されている型式、性能、規模等と概ね同等であること
- ③ 「目標」の欄に記載されている台数等の範囲内であること

④生産方式の合理化に関する目標	機 械 ・ 施 設	機 械 ・ 施 設 名	型式、性能、規模等及びその台数	
			現 状	目 標 (年)
	農用地の 利用態様 ・ 作目・部門別	現 状	目 標 (年)	
	作目・部門名	現 状	目 標 (年)	

7-1. 農用地等を取得したとき・・・別記様式第3号の記載方法

(別記様式第3号)

① 証明書の受け取りを郵送で希望される方は、左上に「郵送希望」と記入して下さい。

郵送希望

⑤-ア 7-2の別記様式第5号の記載方法の③-アの「適用を受けようとする年分等」(p13)と一致させて下さい(記載例は、「24年分」)。

⑤-イ 法人の場合は、適用を受けようとする事業年度を記入して下さい。また、連結親法人等は、適用を受けようとする連結事業年度を記入して下さい。

⑥ 7-2の別記様式第5号の「2. 農業経営基盤強化準備金の積立計画及び積立実績」の欄の当該年に「準備金として積み立てられない金額(積み立てられなかった金額)【14】」(p13)と一致させて下さい(金額は円単位で記入)。また、「3. 農用地等の取得実績」の取得額の内訳(うち準備金として積み立てられなかった金額)とも一致させて下さい。

(例) 平成24年分について適用を受けようとする場合は、別記様式第5号の【8】(積立年)欄の24年の【14】(積み立てられなかった金額)から転記して下さい。

⑦ 7-2の別記様式第5号の「3. 農用地等の取得実績」欄(p13)の当該年における取得内容と一致させて下さい。

農用地等を取得した場合の証明申請書

② 提出月日を記入して下さい。

平成25年1月15日

③ 6-1の③を参照して下さい。

農林水産大臣 殿

住所又は所在地 東京都千代田区霞が関1-2-1
 屋号又は法人名 農林水産農園
 氏名又は代表者氏名 農林 太郎 (印)

租税特別措置法

第24条の3第1項(個人)
 第61条の3第1項(法人)
 第68条の65第1項(連結親法人等)

に規定する農用地等を取

取した場合の課税の特例の適用を受けるため、下記1の年分等において、下記2の金額が同項第1号ロに規定する金額に該当する旨及び下記3の農用地等が同項に規定する取得又は製作若しくは建設をした農用地等に該当する旨証明願います。

記

④ 該当する条項を○(マル)で囲んで下さい。

1. 適用を受けようとする年分等

24

2. 交付金等のうち下記3の農用地等の取得に充てるために、農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額

3,030,000 円

3. 取得又は製作若しくは建設をした農用地等

	農用地等の種類	取得等年月日	農用地等の取得額
1	自脱型コンバイン	24. 12. 24	4,909,000 円
2			円
3			円

※証明書番号
 ※証明年月日

その他、備考についてもよくお読みの上、作成して下さい。

- ⑧-ア 適用を受けようとする年分等は、
- ・ 個人の方は「年分」
 - ・ 法人の場合は「事業年度」
 - ・ 連結親法人等は「連結事業年度」
- を記入して下さい。

また、法人及び連結親法人等は適用を受けようとする年分等の下に、適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度の期間を記入して下さい。

- ⑧-イ 以下の事柄について記入して下さい。(電話番号は、可能な限り、日中に連絡を取ることができる番号を記入して下さい。)

個人の方の場合

- ・ 住所 ・ 電話番号
- ・ 屋号
- ・ 氏名(押印)

法人、連結親法人等の場合

- ・ 所在地 ・ 電話番号
- ・ 法人名
- ・ 代表者名(法人印を押印)

- ⑩-ア 農業経営改善計画などの有効期間内(計画策定後5年以内)における準備金の積立及び農用地等の取得予定を記入して下さい。また、申請時に既に経過している年分(事業年度及び連結事業年度)がある場合は、その実績を記入して下さい。

- ⑩-イ 提出前に、次の内容について確認して下さい。
- ・ $[9]+[11]-[12]=[15]$
 - ・ $[15]=$ 次年度の[9]
 - ・ $[10] \geq [11]+[14]$
 - ・ $[9] \geq [12] \geq [13]$

- ⑪ 取得した農用地等(内容は、別記様式第3号と一致する)について、記入して下さい。また、1. 及び2. の該当部分の記載内容との整合についても確認して下さい。

(別記様式第5号)

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

提出年月日：平成25年1月15日
住所又は所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1
適用を受けようとする年分等：24
電話番号：(03)3502-8111
(平成 24年 1月 1日～平成 24年12月31日)
屋号又は法人名 農林水産省農園
氏名又は代表者氏名 農林 太郎 (印)

1. 農用地等の取得計画

取得する農用地等の種類	1	農用地	脱穀機	自家用コンバイン				
属性(面積・型式・性能等)	2	1.2ha	5PS	4条刈 33PS				
数量	3	1	1	1				
所要額(円)	4	18,000,000	899,000	4,909,000				
取得予定年	5	平 22	平 23	平 24	平	平	平	
変更の理由	6							
合計所要額(円)	7							23,808,000

【4】の合計額と一致します。

2. 農業経営基盤強化準備金の積立計画及び積立実績

積立年	期首準備金残高見込み(残高実績)	交付金等受領額	準備金として積み立てる金額(積み立てた金額)	準備金取崩額	農用地等の取得に充てる金額(充てた金額)	準備金取崩額のうち農用地等の取得に充てる金額(充てた金額)	準備金として積み立てられない金額(積み立てられなかった金額)	期末準備金残高見込み(残高実績)
8	9	10	11	12	13	14	15	
平 19	0	2,970,000	2,970,000	0	0	0	0	2,970,000
平 20	2,970,000	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	6,070,000
平 21	6,070,000	3,050,000	3,050,000	0	0	0	0	9,120,000
平 22	9,120,000	3,200,000	0	9,120,000	9,120,000	3,200,000	0	0
平 23	0	2,760,000	1,870,000	0	0	890,000	1,870,000	1,870,000
平 24	1,870,000	3,030,000	0	1,870,000	1,870,000	3,030,000	0	0

3. 農用地等の取得実績

取得した農用地等の種類	16	農用地	脱穀機	自家用コンバイン				
属性(面積・型式・性能等)	17	1.1ha	5PS	4条刈 36PS				
数量	18	1	1	1				
取得額(円)	19	17,000,000	899,000	4,909,000				
うち準備金取崩額(円)	20	9,120,000	0	1,870,000				
うち準備金として積み立てられなかった金額(円)	21	3,200,000	890,000	3,030,000				
取得年	22	平 22	平 23	平 24	平	平	平	

【22】が農業経営改善計画等の有効期間内であること。



- 添付資料として、農用地等を取得したことを証明する次の書類が必要です。
 - ・ 農用地・・・売買契約書、領収書等
 - ・ 農業用機械・施設・・・領収書、仕様書等

その他、記載要領をよくお読みの上、作成して下さい。

- ⑨-ア 農業経営改善計画などの有効期間(計画策定後5年)内に取得を予定している農用地等(農業用固定資産)の面積、性能等を記入して下さい。

- ・ 農業経営改善計画などに記載された農用地等と異なるものについては、本準備金制度の対象とならないことから、当該農用地等を取得する前に農業経営改善計画などを変更して頂く必要があります。
- ・ 2回目以降の証明申請であって、取得計画の内容を変更する場合は、【1】～【5】の該当する部分を修正し、【6】に変更の理由を記入して下さい。

⑨-イ 農用地の場合

- ・ 【2】は、農業経営改善計画などの農業経営の規模拡大の目標に記載されている「所有地」と「借入地」を合計した範囲内の面積を記入して下さい。
- ・ なお、実際に取得した【17】の面積が【2】と異なる場合は、その差が【2】の面積の上下2割以内であれば、概ね同様とみなしますが、これを超える場合は、農業経営改善計画など及び「1. 農用地等の取得計画」(【2】～【5】)の該当部分を変更して頂くなどの対応が必要です。
- ・ ただし、農地の市場価格の変動等、ご本人の責任によらない場合は、【2】～【5】の該当する部分を修正し、【6】に当該変更理由(農地価格の変動等)を記入して下さい。

⑨-ウ 農業用機械・施設の場合

- ・ 【2】・【3】は、農業経営改善計画などの生産方式の合理化に関する目標に記載されている「機械・施設」の型式、性能及び台数等の範囲内であることが必要です。
- ・ なお、実際に取得した【17】・【18】の性能等が【2】・【3】と異なる場合は、【2】・【3】性能等の上下2割以内の差は概ね同様であるものとみなしますが、これを超える差異がある場合は、農業経営改善計画など及び「1. 農用地等の取得計画」(【2】～【5】)などの該当部分を変更して頂くなどの対応が必要です。
- ・ ただし、市場価格の変動等、ご本人の責任によらない場合は、【2】～【5】の該当する部分を修正し、【6】に当該変更の理由(市場価格の変動等)を記入して下さい。

証明申請書の提出及びお問い合わせ先

農業経営基盤強化準備金制度における農林水産大臣の証明書の申請及びお問い合わせは、お近くの北海道農政事務所各地域課、各統計・情報センターにお願いします。

○ 受付時間：9時～12時、13時～17時（土日、休日除く）（郵送による受付も行っています。）

地域課名 (証明書の申請・お問い合わせ)	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
地域第一課	003-0029	札幌市白石区平和通2丁目北5-10	(011)863-6031	(011)863-6033
地域第二課	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	(0138)26-7800	(0138)26-7744
地域第三課	047-0007	小樽市港町4番3号	(0134)23-2535	(0134)23-2532
地域第四課	078-8506	旭川市宮前通東4155番31 旭川地方合同庁舎	(0166)76-1279	(0166)35-9482
地域第五課	085-0022	釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎	(0154)23-4401	(0154)23-4404
地域第六課	080-0016	帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎	(0155)24-2401	(0155)24-2420
地域第七課	090-0018	北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎	(0157)23-4171	(0157)23-5358
地域第八課	068-0825	岩見沢市日の出町24番地9	(0126)22-3261	(0126)22-3263
地域第九課	053-0005	苫小牧市元中野町3丁目3番6号	(0144)32-5345	(0144)32-5347
地域第十課	095-0014	士別市東4条2丁目7番地2	(0165)22-3143	(0165)22-3145
地域第十一課	073-0024	滝川市東町1丁目1番9号	(0125)22-1511	(0125)22-1637
統計・情報センター名 (お問い合わせのみ)	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
音更統計・情報センター	080-0104	河東郡音更町新通8丁目5	(0155)42-2062	(0155)42-3786
池田統計・情報センター	083-0034	中川郡池田町字利別本町153-2	(015)572-2239	(015)572-2349
網走統計・情報センター	093-0078	網走市北8条西5-2-8	(0152)43-2707	(0152)43-2759
遠軽統計・情報センター	099-0403	紋別郡遠軽町1条通北4丁目2-1	(0158)42-2719	(0158)42-5249
新ひだか統計・情報センター	056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2-3-1	(0146)42-0519	(0146)43-0945

※ 所在地（地図）は、北海道農政事務所HPでご案内しています。
<http://www.maff.go.jp/hokkaido/annai/annaizu/>

農林水産省北海道農政事務所作成（平成21年11月）
 〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目19-6 電話：011-642-5410 FAX：011-642-5509
 ホームページ <http://www.maff.go.jp/hokkaido/>